

**鳥取県告示第 322 号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく、町道の改築に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
伯耆町道大坂添谷線	西伯郡伯耆町大坂字水尻 582-3 地先 から同町大坂字大平ル 980 地先まで	改築	平成 19 年 3 月 20 日